

## 大牟田市地域包括支援センター設置運営等業務 公募型プロポーザル

## 計画書等に関する質問に対する回答

回答日（更新日）：令和8年4月8日（No.3・No.4追記）

該当資料名	頁	項目	質問内容	回答
1 公募型プロポーザル実施要領	6	10. 計画書等の提出	<p>設置運営計画書の「6. 包括センター設置運営等業務実施方針」以降の作成に当たっては、事業者が特定できるような名称等は使用しないこととの記載があるが、ここでいう「事業者」とはどの範囲を指しているのかご教示いただけますでしょうか</p> <p>具体的には、当法人が作成したことが特定されないように配慮すべきという趣旨なのか、あるいは他の事業所等との関わりを記載する際に、その事業所の名称を記載しないようにするという意味合いなのか、判断に迷っております</p>	<p>「事業者」とは、ここでは「参加表明手続きを行った事業者」を意味しています。審査に当たって、事業者が特定されることのないようにすることを目的としています。なお、記載内容によって事業者が類推される場合があることについては、やむを得ないと考えています。</p>
2 公募型プロポーザル実施要領	7	11. プレゼンテーションの実施	<p>プレゼンテーションは「事前に提出された計画書に沿った内容とすること」とあるが、事前に計画書とは別に投影用の資料を提出し、当日はその投影用資料を用いてプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか</p>	<p>プレゼンテーションでは「大牟田市地域包括支援センター設置運営等計画書（様式第6号）」について補足説明を行うこととしています。この際、機材の使用、投影は可です。同計画書以外の資料の提出は認めないため、同計画書の後半（補足資料のページ）を活用してください。また、補足資料のページの作成についてマイクロソフトパワーポイントを使用して作成しても構いませんが、紙媒体の提出の際は一体的な資料とし、総ページ数が20ページを超えないようご注意ください。なお、マイクロソフトパワーポイントで作成した部分の資料については、アニメーション機能や動画の使用は、プレゼンテーションに当たって追加の資料提出とみなし、認められません。</p>
3 様式第6号「配置（予定）職員の概要」		配置（予定）職員	<p>認知症コーディネーター修了者及び排せつケア相談員認定者は三職種に限るのか。生活支援コーディネーターとして従事する予定の者が研修を受講していた場合でも、新たに三職種の職員が受講する必要があるか。</p>	<p>「大牟田市地域包括支援センター設置運営業務（別紙1）」7ページ（4）及び（5）のとおり、「常勤の3職種の職員のうちいずれかの者」について、認知症コーディネーター養成研修を修了した者、排せつケア相談員の認定を受けた者を配置することとしています。生活支援コーディネーターとして配置予定の者が、認知症コーディネーター養成研修修了者又は排せつケア相談員認定者である場合においても、3職種の職員として配置される者で該当者がいない場合は、令和8年度に実施される研修を受講いただき、修了した者（認定された者）を配置いただくこととなります。</p>
4 様式第7号		配置職員経歴書	<p>配置予定の事務職員についても提出する必要があるか。</p>	<p>お見込のとおりです。「（様式第7号）配置職員経歴書」のうち配置職種欄は、空欄のままでも差し支えありません。</p>
			(以下、余白)	

大牟田市地域包括支援センター設置運営等業務 公募型プロポーザル

計画書等に関する質問に対する回答

回答日（更新日）：令和8年4月8日（No.3・No.4追記）

	該当資料名	頁	項目	質問内容	回答